

環 保 第 2 7 2 9 号
平 成 1 8 年 3 月 2 7 日

大阪府環境審議会
会 長 南 努 様

大阪府知事 太田



揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について（諮問）

このことについて、諮問します。

(説 明)

大阪府域では、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場等に対する炭化水素類規制などに取り組んできた結果、光化学反応の主要な原因物質である揮発性有機化合物の排出量は減少しているものの、光化学オキシダントは改善が見られず、光化学スモッグ注意報が依然として毎年発令される状況にあります。

また、国においては、光化学スモッグの発生状況を改善することなどを目的として、大気汚染防止法の改正により、排出規制と事業者の自主的取組を組み合わせた揮発性有機化合物対策を導入し、平成18年4月から排出規制が実施されます。

このような状況を踏まえ、今後の揮発性有機化合物対策のあり方について、これまでの対策の効果を踏まえるとともに、国の対策との整合を図りながら検討する必要があります。

一方、事業者による化学物質の自主的な管理の促進については、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく大阪府化学物質適正管理指針を策定し、取り組んできました。

また、国においては、平成13年度の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(P R T R法)の施行により、排出量の届出制度が整備され、この制度により届出されたデータ等に基づく府域での化学物質排出量は全国で5位と上位にあります。

このような状況を踏まえ、今後の化学物質の自主的な管理を促進する対策のあり方について、これまでの対策の効果を踏まえるとともに、国の対策との整合を図りながら検討する必要があります。

つきましては、大阪府における今後の揮発性有機化合物の対策と化学物質の自主的な管理を促進する対策のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。

なお、これらの対策は相互に密接な関連性があることから、併せての検討を諮問するものです。